

令和二年十二月十一日受領
答弁第八三三号

内閣衆質二〇三第八三三号

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員阿部知子君提出「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」の成立後の施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」の成立後の施策に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

御指摘の「それまで行政主導で推進してきた一連の障害者排除の取り組み」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号。以下「改正法」という。）において、改正法による改正前の障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十三条第二項の「障害の予防」という文言から「障害の原因となる傷病の予防」（改正法による改正後の同法第三十一条第二項）に改正されるなどした趣旨は、予防の対象を明確化するという観点からのものである。

一の(2)について

政府としては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念等について、「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」による一般市民等を対象としたフォーラムの開催等を通じ、普及啓発を行っているところである。また、

市町村等が住民に対して障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業を実施する場合に、当該事業に要する費用の一部を補助している。今後とも引き続き、こうした取組を着実に進めてまいりたい。

一の(3)について

お尋ねについては、議員立法として提案され、成立した生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和二年法律第七十六号。以下「本法」という。）の国会審議において、その提案者から、本法第三条第四項（以下「本規定」という。）の「必要な配慮の具体的な内容」といたしましては、例えば妊婦さんたちに対する健診等が考えられますけれども、生殖補助医療は通常の妊娠、出産の過程とまた異なることから、特に念入りな健診等の対応も必要になることもあり得るといふことも考慮させていただいた規定でございます。」との説明がなされたものと承知している。

二の(1)について

お尋ねについては、真田内閣法制局第一部長（当時）が昭和四十五年四月二日の参議院予算委員会において、「基本的人権の保障という制度は、権利宣言の由来とか、あるいは具体的に憲法が保障している個

々の権利の内容に即しましても、やはりこれは現在生きている、つまり法律上の人格者である自然人を対象としているものだといわなければならないものだと考えます。胎児はまだ生まれるまでは、法律的に申しますと母体の一部でございまして、それ自身まだ人格者ではございませんから、何といってもじかに憲法が胎児のことを権利の対象として保障していると、権利の主体として保障していると見るわけにはまいらないと思います。ただ、胎児というのは近い将来、基本的人権の享有者である人になることが明らかでございまして、胎児の間におきましても、国のもろもろの制度の上において、その胎児としての存在を保護し、尊重するということは、憲法の本質に通ずるといえますか、おおらかな意味で憲法の規定に沿うものかどうかと言えらると思ひます。」と答弁して居るところであり、このような考え方について、現在でも変更はない。

二の(2)について

お尋ねについては、議員立法である本法の国会審議において、その提案者から、本規定に関し、「その趣旨は、障害者権利に関する条約第十条そして第十七条も念頭に置きながら、全ての子供が障害の有無にかかわらず心身ともに健やかなる環境、これはつまり、安全で良好な環境で生まれ、そして育つ権利を有

するというところでございまして、当然、そのためには、お子さんを出産する女性についても、妊娠から出産に至るまで、健やかなる、つまり安全で良好なる環境が得られなければならない、その環境を整えるために必要な配慮がなされなければならないということを意味しております。」との説明がなされたものと承知しており、そもそも、本規定と御指摘の「人工妊娠中絶との整合性」が問題になるものではないと考えている。

二の(3)について

本法は議員立法であるところ、本法上、御指摘の「生まれる子」の定義について定めた規定は存在せず、現時点でこれについて定まった解釈もないため、お尋ねにお答えすることは困難である。また、我が国の現行の法律において、本法以外に「生まれる子」という文言を使用しているものはないと承知している。

二の(4)について

お尋ねについては、議員立法である本法の国会審議において、その提案者から、本規定に関し、「出生前の子については権利の享有主体ではないということ」で発議者一同一致しております、本法律案では、権利とは規定をせずに、生まれる子については必要な配慮がなされると規定をしたものであ」との説明

がなされたものと承知しており、本規定が「一九七〇年の内閣法制局答弁とは矛盾する」ものとは考えていない。